

大家の会 会則

第1条（名称）

本会は、「大家の会」（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（運営組織）

本会は、株式会社エコログ（以下、「当社」という。）が運営するものとする。

第3条（目的）

本会は、当社が、当社の提供する LP ガス供給サービスまたは電気供給サービスの利用者（事業としてまたは事業のために利用する者を除く。）が入居する賃貸物件の所有者（以下「オーナー」という。）に無償サービス等を提供する事を目的とする。なお、提供する無償サービスについては別紙に記載するものとする。

第4条（活動の種類）

本会は、第3条の目的を達成する為に、無償サービスの提供維持の為の活動を行い、これに関連する事業を実施する。

第5条（会員資格）

第3条に定義するオーナーに該当することを、本会の会員資格とする。

第6条（入会）

本会の趣旨に賛同し、当社所定の様式・方法により入会の意思を表明し、当社の承諾を得たオーナーは、本会に入会する。

第7条（会費）

本会の会費は、無償とする。

第8条（退会）

会員は、第5条に記載する会員資格を失効した場合、自動的に退会するものとする。また、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、退会したものとみなす。

- （1）本人が死亡したとき。
- （2）成年被後見人または被保佐人となったとき。

第9条（変更または廃止）

1. 当社は、当社の判断により、会員の承諾を得ることなく、この会則及び本会の運営内容の全部または一部を、いつでも変更または廃止することができる。
2. 当社が会則を変更する場合、変更後の会則の効力は、当社が別途定める場合を除いて、当社が適切と判断する方法により通知した時点より生じるものとする。

付則

この会則は、2024年7月1日から施行する。

別紙（無償サービス）

<住宅設備機器保証>

オーナーが所有する賃貸向け住宅に設置された保証対象設備に生じた自然故障に関して、一定の保証期間及び補償上限金額の範囲内で修理又は交換品提供を行うサービスとする。

具体的な保証対象設備やサービス提供条件等は、本サービスについて当社が別途定める「住宅設備機器保証規約」のとおりとし、オーナーは本サービスを利用するにあたって、あらかじめ当該規約の内容を確認し、これに同意するものとする。

以上